

# 占用許可基準について

道路局路政課道路利用調整室

坂上係員 (昨日、大きな占用許可案件が片づいちゃったから、

今日は暇ねえ。)

栗本係員 (今日は、案件もないし、自分のペースで占用についての勉強ができそうだなあ。でも、坂上さんが手持ちぶさたにしてる。なんかイヤな予感が…。)

坂上係員 (あ、そうだ。今日は、私自身の復習もかねて栗本君を鍛えちゃおっと。) ニヤリ。

栗本係員 (うわ。笑った。目を合わせないようにしよう…。)

坂上係員 栗本君。

栗本係員 (!!) は、はい…。

坂上係員 何よ? テンション低いわね。

栗本係員 いや、そういうわけでは…。

坂上係員 今日は、抱えている案件もないからスキルアップデートということまで色々勉強しましょう。

栗本係員 (自分のペースで勉強しようと思ったのに…。ま、一人で考えるよりいいか。)

僕もちょうど、今日はじっくり勉強しようと思っていたところですよ。

坂上係員 それはちょうどよかったわね。じゃあさっそくだけど、占用許可基準をあげてみて。

栗本係員 許可基準ですか。えーと、まずは、占用しようとする物件が、道路法第三十二条第一項各号のいずれかに該当するものであることが必要です。それから、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであること、占用期間、占用場所、占用物件の構造等について政令で定める基準に適合することが必要です(資料1・2参照)。

坂上係員 そうね。道路法で定める基準としてはそのとおりね。ただし、今言った、道路法で定める基準の中で、「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」という要件については、適用しないものもあるわよ。

栗本係員 あっ、そう言えば! 勉強しましたよ! 道路法三十六条第一項に規定する水管、ガス管、電柱等のいわゆる義務占

用物件についてですね。えーと、義務占用物件については、道路管理者は、同項に基づく工事の計画書が提出され、当該計画書に基づく占用許可の申請があった場合には、先ほどの政令で定める基準に適合するときは、占用許可を与えなければならぬといふことあり、「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」という要件はないです（資料3参照）。

**坂上係員** そのとおり。ただし、義務占用物件についても、「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」と類似する要件はあるのよ。政令で定める基準をよく読んでみて。

**栗本係員** あつ、電柱又は公衆電話所の占用の場所に関する基準を定めた道路法施行令第十一条第一項第一号に、「道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない」と認められる場所であること。」とあります（資料4参照）。

**坂上係員** そうなの。同号の規定は、電線、水管、ガスパ、下水道管という他の義務占用物件についても準用されているのよ。しつかり覚えててね。それから、「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」という要件が適用されないものは、その他にもあるわよ。道路法第三十三条をもう一度読んでみて。

**栗本係員** えーと…。あつ、第二項に規定しているものですか？次に掲げる工作物又は施設で政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、前項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができますとあります。

**坂上係員** そのとおり。高速自動車国道や自動車専用道路のインターチェンジ周辺のループ内や料金所の隣接地等の道路区域内の土地において設けられる自動販売機、食事施設等については、設置を否定する必要はなくて、むしろこれらを設置することが

通行者の利便の増進の観点から望ましく、それから、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利法人等が設ける並木、街灯等については、道路の管理上、当該道路の区域内に設けることが望ましいものであるから、「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」という要件を適用しないこととなっているのよ（資料5参照）。

**栗本係員** なるほど。道路法第三十三条の第二項については勉強できていませんでした。

**坂上係員** それから、最初にあげてもらった占用許可の三つの基準については、法定の許可基準だけど、占用許可基準はその他にはないかしら？

**栗本係員** あつ、通達による許可基準ですね。たしか、国においては、高架の道路の路面下の占用や上空通路の占用等については、占用の形態や、道路に及ぼす影響等を考慮して、一定の取扱いがなされる必要があることから、具体的な占用許可基準を定めているんですよ。

**坂上係員** そうね。じゃあ、一番最近のものでいうと、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」という通達が発出されているけれど、この通達についてはもう読んだかしら？

**栗本係員** い、いえ、それはまだ…。

**坂上係員** じゃあ、この通達についてはまた今度、勉強しましょう。  
**渡邊課長** なになに、さつきから占用許可基準について勉強しているようだね。占用許可基準については、法定の基準、それから国においては通達による基準があるけれど、それ以外にも、道路管理者が占用許可の判断に当たって十分に考慮しなければならない

とされている原則があるよ。坂上さん、覚えているかな？

坂上係員 はい。公共性の原則、計画性の原則、安全性の原則の

三つの原則ですね。

渡邊課長 そのとおり。まず一つ目の公共性の原則は、特定の営利目的のための公共性のない占用は原則として認めるべきではなく、道路の占用相互間では、公共性の高いものを優先させるべきである、というものだ。それから、二つ目の計画性の原則は、将来の道路計画や都市計画その他道路周辺の土地利用計画と調整されたものでなければならぬ、というもので、三つ目の安全性の原則は、施行令には規定されていない事項についても、道路構造の保全や安全かつ円滑な交通の確保の面から、慎重な審査を行うべきであり、交通の安全を阻害する占用は排除すべきというものだよ。

栗本係員 なるほど。道路の占用は、あくまでも特別使用なので、たしかにそれらを考慮する必要がありますね。三つの原則、占用許可の判断の際には十分考慮するようにします。ところで坂上さん、実はこの間一緒に見てきた現場について、追加で確認したいことができたので、もう一度見に行きたいと思ってるんです。それでなんですが、道に迷いそうで不安なので坂上さんに一緒に行ってもらいたいんですが、いいですか？

坂上係員 この間のところって、近いじゃない。でも、栗本くんは方向音痴だし、私が一緒に行く以外に方法がないからやむを得ないわね…。わかったわ、時間が空いたときに言ってくれば一緒に行くわ。

(この号終わり)

資料1

道路法第三十三条

道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 (略)

資料2

道路法第三十二条

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならぬ。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
  - 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
  - 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
  - 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
  - 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
  - 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
  - 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 22 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
  - 二 道路の占用の期間
  - 三 道路の占用の場所
  - 四 工作物、物件又は施設の構造
  - 五 工実施の方法

六 工事の時期  
七 道路の復旧方法  
3、5 (略)

資料3

道路法第二十六条

水道法（昭和三十三年法律第七十七号）、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十三年法律第七十号）又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）、又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第十号に規定する電気事業者（同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事（前項ただし書の規定による工事を含む。）のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十三条第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えなければならない。

資料4

道路法施行令第十一条

法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電柱又は公衆電話所に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。

二 (略)

2 (略)

資料5

道路法第三十三条 (中略)

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連絡路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連絡路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

二 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成一〇年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの